

「多様な活動の森」における国民参加の森林づくり活動の公示

日光森林管理署は、下記のとおり「多様な活動の森」における森林づくり活動の協定の締結を予定しているので、公示します。

この活動についてご意見のある方は、下記４に従って期日までに提出いただきますようお願いします。

記

1 活動希望者

栃木県日光市中宮祠 2 4 7 8－3 0

一般財団法人 S F N I K K O 代表理事 金谷 淳美

2 「多様な活動の森」の概要

(1) 位置

栃木県日光市日光字奥日光国有林 1 1 0 8 い 3 林小班 外（別図参照）

(2) 面積

6.0 6 ヘクタール

(3) 主な活動

オオハングンソウ等の特定外来植物を除去するとともに、活動区域及び周辺で種子を採取して育苗した広葉樹を植栽する。また、当該地はニホンジカの生息密度が高い地域であり、食害防止対策を併せて行う。

3 協定項目

別紙「協定書（案）」のとおり

4 意見書

(1) 意見書の宛先

① 郵送の場合

〒321-1274 栃木県日光市土沢 1 4 7 3－1 日光森林管理署 森林ふれあい担当 あて

② 電子メールの場合

ks_nikko_postmaster@maff.go.jp

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）

(3) 意見書提出に当たっての留意事項

- ① 意見書を提出される方の氏名、住所、電話番号（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

なお、意見書提出者の氏名、住所、電話番号は、意見に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

② 意見書は、日本語で記載してください。

③ 電話及び面談による意見はお受けできません。

(4) 提出された意見の処理方法

いただいたご意見につきましては、国民参加の森林づくりの推進の参考にさせていただきます、ご意見の要旨及び当該意見の処理結果を公表します。

なお、ご意見を提出いただいた方の氏名等は、公表いたしません。

令和7年4月16日

日光森林管理署長 中村 昌有吉

担当：森林技術指導官（野口）、主任森林整備官（吉江）
電話：0288-22-1069

多様な活動の森 予定地

(栃木県日光市日光字奥日光国有林 1108い3林小班 外)



多様な活動の森における森林保全活動に関する協定書

日光森林管理署長（以下「甲」という。）と一般財団法人 S F N I K K O 代表理事（以下「乙」という。）は、多様な活動の森における森林保全活動に関し、次の条項のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく多様な活動の森における森林保全活動等の活動が円滑に実施されることを目的とする。また、本協定における活動により持続可能な開発目標（SDG s）の「教育」（目標4）、「気候変動」（目標13）、「陸上資源」（目標15）に貢献するものとする。



（多様な活動の森の名称、位置及び面積）

第2条 甲は、栃木県日光市日光字奥日光国有林1108い3林小班外の6.06haを多様な活動の森として乙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「奥日光いきもの集いの森」とする。

（全体活動計画書の提出）

第3条 乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

（年間活動計画書の提出）

第4条 乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

（活動実績の報告）

第5条 乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年間活動実績報告を作成し、年度末までに甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第6条 乙は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努

めるものとする。

- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。
- 4 実施に当たっては、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(入林の際の連絡・調整)

- 第7条 乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（電子ファイルのメールによる送信を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。
- また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

(安全確保等の措置)

- 第8条 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等、緊急時の連絡体制の確保及び事後措置等について万全を期することとする。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。
- 万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

(経費の負担)

- 第9条 活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

- 第10条 乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

(施設の設置等)

- 第11条 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。
- ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(法令等の遵守)

第 12 条 乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

(山火事防止等の措置)

第 13 条 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第 15 条 甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

(多様な活動の森の適切な管理)

第 16 条 甲は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄等)

第 17 条 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

(1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

(2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

(3) 多様な活動の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公共用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

(4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

(5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

(6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は、乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

(協定の有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日から令和11年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 この協定の実施に関し、疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署長 中村 昌有吉

(乙) 栃木県日光市中宮祠2478-30

一般財団法人 SF NIKKO

代表理事 金谷 淳美